

ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業実施要綱

制定 令和6年6月27日付け総農第1351号兵庫県農林水産部長通知

改正 令和7年7月7日付け総農第1436号兵庫県農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県農林水産部（以下「農林水産部」という。）が行う「ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 県内農林漁業者等が自らの活動とSDGsの関連性についての理解を深め、SDGs達成に向けた農林漁業者等の具体的な取組を促進することにより、当該農林漁業者等の価値の向上や競争力の強化等を図るとともに、農林漁業者等のSDGs達成に向けた取組を広く発信する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者等 認定農業者、兵庫県意欲と能力のある林業経営体、農林水産業を営む法人、農林水産業に関連する団体等、3戸以上の農林漁業者の組織する団体をいう。
- (2) SDGs (Sustainable Development Goals) 2015年に国際連合で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。

(登録要件)

第4条 登録は、次の(1)～(3)のすべての条件を満たし、申請日時点で既にSDGsの取組を実施し、公表しているものについて行うものとする。

(1) 基本要件

兵庫県内に事業所等を有する以下ア～オのいずれかの者

- ア 認定農業者
- イ 兵庫県意欲と能力のある林業経営体
- ウ 農林水産業を営む法人
- エ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
- オ 3戸以上の農林漁業者の組織する団体

(2) 資格

- ア 県税等に未納がないこと。
- イ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ウ 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと。

(3) SDG s 関係 (宣言内容等)

- ア 目指すゴールを1つ設定すること。
- イ 目指すゴールと自らの活動との関係を明らかにすること。
- ウ ゴールの達成に向けた具体的な取組を設定すること。
- エ 上記ア～ウの取組をホームページ等により公表していること。

(登録方法)

第5条 登録の申請は、ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業登録申請書 (様式第1号) に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) SDG s 達成に向けた宣言内容 (様式第2号)

(2) その他兵庫県農林水産部長 (以下「農林水産部長」という。) が必要と認める書類

2 農林水産部長は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内農林漁業者等をひょうご農林水産SDG s 推進宣言者として登録するとともに、ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業登録証 (以下「登録証」という。) を交付し、ひょうご産業SDG s 推進宣言事業ロゴマーク使用要領に定める登録マークの使用を認めるものとする。

3 農林水産部長は、前項の登録をしたときは、ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業登録者 (以下「登録者」という。) の取組内容を兵庫県ホームページ等において公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録日から令和12 (2030) 年12月31日までとする。

(SDG s 達成に向けた取組状況の報告)

第7条 農林水産部長は、必要に応じて登録者に対し、SDG s 達成に向けた取組状況の報告を求めることができる。

2 農林水産部長は、前項の取組状況の報告を求める場合、報告書の様式を別に定めることとする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、その所在地、名称又は代表者の氏名等に変更が生じたときは、ひょうご農林水産SDG s 推進宣言者登録内容変更届 (様式第3号) を農林水産部長へ提出するものとする。

(登録の辞退)

第9条 登録者は、登録の辞退をしようとするときは、ひょうご農林水産SDG s 推進宣言者登録辞退届 (様式第4号) を農林水産部長へ提出するものとする。

(登録の取り消し)

第 10 条 農林水産部長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第 5 条第 2 項に規定する登録証及び登録マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 登録証又は登録マークが不正に使用された場合
- (2) 県内農林漁業者等としての活動実態がないと判断される場合
- (3) その他農林水産部長が登録の取り消しを適当と認めた場合

2 農林水産部長は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた農林漁業者等へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第 11 条 この要綱に関する事務は、総合農政課において所掌する。

(補則)

第 12 条 この要綱に規定するもののほか、ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。

2 この要綱による改正前のひょうご農林水産SDGs推進宣言事業実施要綱に基づく登録については、改正後のひょうご農林水産SDGs推進宣言事業実施要綱第 6 条の規定を適用する。